資料1

「貿易統計の在り方に関するワーキンググループ」とりまとめ

令 和 5 年 6 月 2 0 日 関税・外国為替等審議会関税分科会企画部会 貿易統計の在り方に関するワーキンググループ

貿易統計の在り方に関するワーキンググループ

開催の背景

- 貿易統計は、我が国の貿易実態の把握を通じて、経済状況の分析や産業動向の調査等、幅広い用途に用いられ、 国際収支統計等の各種の経済統計の基礎資料としても重要な役割を担っている。
- 2017年には、有識者を委員とする貿易統計の在り方に関するワーキンググループを開催し、貿易統計の公表時期 の見直し、貿易統計ホームページの改善の他、非公表化処理について議論を行い、報告書をとりまとめ。
- 非公表化処理については、関税局において、2017年のワーキンググループ報告書に沿って、運用面の詳細な検討が行われてきたが、検討の過程において、改めて議論すべき論点が明らかとなったため、今般、ワーキンググループを開催し、対応案について議論。

検討課題

○ 貿易統計における非公表化処理(官署非公表化における課題への対応)

ワーキンググループ委員

伊藤 伸介 中央大学経済学部教授

井上 祐介 (一社)日本貿易会 2023年度貿易動向調査委員会委員長(丸紅(株)丸紅経済研究所経済調査チーム長)

杉山 晶子 東洋大学経営学部会計ファイナンス学科教授

寺田 麻佑 一橋大学ソーシャル・データサイエンス教育研究推進センター教授

永沢 裕美子 (公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事副会長

◎ 根本 敏則 敬愛大学経済学部教授

※◎は座長

貿易統計の現行の非公表化処理

現行の非公表化処理

- 一の統計番号の輸出又は輸入が1者又は2者により行われている場合など、輸出入の数量及び金額が公表される ことで、輸出入者の営業上の秘密が明らかとなる場合に、輸出入者からの申請に基づき、非公表化処理を行っている。
- 具体的には、非公表化すべき品目の数量及び金額を、原則として、当該品目の統計番号と同一の号、項の「その他の」へ移行させることにより、非公表化処理を行っている。

<例>「人造黒鉛(3801.10-000)」の実績を38.01項の「その他のもの(3801.90-000)」へ移行

【詳細情報非公表化前】

	【叶州月秋介 A X IC III 】				
統計番号		品名	数量(KG)	金額(百万円)	
38.01		人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調整品(ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。)			
3801.10	000	人造黒鉛	50	100	
3801.20	000	コロイド状又は半コロイド状の黒鉛	25	50	
3801.30	000	電極用の炭素質ペーストその他これに 類する炉の内張り用のもの			
3801.90	000	その他のもの	40	80	

【詳細	情報	非公	表	14.	後]
	IH TX	JL T	2		

	統計番号		品名	数量(KG)	金額(百万円)
	38.01		人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調整品(ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。)		
	3801.10	000	人造黒鉛		
	3801.20	000	コロイド状又は半コロイド状の黒鉛	25	50
	3801.30	000	電極用の炭素質ペーストその他これに 類する炉の内張り用のもの		
>	3801.90	000	その他のもの	90	180



貿易統計の現行の非公表化処理(続き)

全国非公表化と官署非公表化

- 〇 貿易統計は、全国分の貿易統計と税関官署別の貿易統計を公表。
- 非公表化処理には、①全国非公表化と②官署非公表化の2つがあり、輸出入者の申請に基づき、関税局において 審査を行った上で、いずれか一方を選択して処理。
 - ①全国非公表化:全国の実績において、一の統計番号の輸出又は輸入が1者又は2者である場合、全ての税関官 署において非公表化
 - →全国分の貿易統計、税関官署別の貿易統計ともに非公表化
 - ②官署非公表化:一の税関官署の実績において、一の統計番号の輸出又は輸入が1者又は2者である場合、当該 官署においてのみ非公表化
 - →税関官署別の貿易統計のみ非公表化(全国分の貿易統計は非公表化処理を行わない)

官署非公表化における課題

2017年ワーキンググループの報告書(非公表化処理部分)

- 現行の処理方法については、輸出入者の営業上の秘密が守られるという観点から一定の合理性があると考えられるが、非公表とされた数量及び金額のみならず、そもそも非公表化の取扱いがなされているかどうかについても確認することができず、非公表化の処理方法を改善することが望ましい。
- 統計番号の上位の桁の数字を維持し、下位の桁を文字列(「X」等)に置換した非公表化用の統計番号を設け、非公表とすべき統計番号の数量及び金額を当該番号へと移行させる方法に変更することが適当である。

【詳細情報非公表化前】					
統計番号		品名	数量(KG)	金額(百万円)	
38.01		人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調整品(ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。)			
3801.10	000	人造黒鉛	50	100	
3801.20	000	コロイド状又は半コロイド状の黒鉛	25	50	
3801.30	000	電極用の炭素質ペーストその他これに 類する炉の内張り用のもの			
3801.90	000	その他のもの	40	80	

	【詳細情報非公表化後】				
統計	番号	品名	数量(KG)	金額(百万円)	
38.01		人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調整品(ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。)			
3801.10	000	人造黒鉛			
3801.20	000	コロイド状又は半コロイド状の黒鉛	25	50	
3801.30	000	電極用の炭素質ペーストその他これに 類する炉の内張り用のもの			
3801.90	000	その他のもの	40	80	
→ 38XX.X	x xxx		50	100	

官署非公表化における課題

- 運用面の詳細な検討を行う過程において、2017年の報告書に沿って、非公表化すべき品目の数量及び金額を非公表化用の統計番号へ移行させた場合、
 - ・全国非公表化では問題が生じない一方、
 - ・官署非公表化では、一部を非公表化した官署別の数量・金額の合計と非公表化を行わない全国分の数量・金額の 差により、非公表化された品目及びその数量・金額並びにその官署が特定され、輸出入者の営業上の秘密が保護 できないリスクがある
 - ことが明らかとなった。

官署非公表化における課題への対応

ワーキンググループにおける議論の概要

- 輸出入の数量、金額及び単価が推測されると、輸出入者のビジネス等にマイナスの影響があるため、輸出入者の営業上の秘密を保護することが必要不可欠であるとの認識を共有。
- こうした認識の下、官署非公表化については、輸出入者の営業上の秘密を保護するため、現行の処理方法を維持することが適当であるとの結論に至った。
- これにより、全国分の貿易統計、税関官署別の貿易統計は以下のようになることを確認。

<全国分の貿易統計>

統計番号の上位の桁を維持することで、当該上位の桁毎の貿易総額(輸出総額・輸入総額)が変わらないようにしつつ、非公表化された品目の有無が確認できるようになり、透明性の向上が図られることとなる。

また、これまで同様、貿易総額、相手国別の貿易総額は非公表化処理によって変わることはないため、各貿易総額ベースでは貿易の実態を正確に表したものとなる。

<税関官署別の貿易統計>

- 一部の品目において、引き続き非公表化された品目の有無が確認できない場合もあるが、これまで同様、税関官署別の貿易総額、相手国別の貿易総額は非公表化処理によって変わることはないため、各貿易総額ベースでは貿易の実態を正確に表したものとなる。
- 全国非公表化と官署非公表化で処理方法が異なることとなるが、営業上の秘密を明らかにしない範囲で、できる限り貿易統計の透明性を高めるという趣旨に鑑みると、最適な方法と評価できると結論付けた。

(参考)官署非公表化における課題への対応

ワーキンググループにおける議論の概要

- 今回のワーキンググループでは、官署非公表化の課題への対応として、以下の2案についても議論を行ったが、 いずれも適切ではないとの見解で一致。
 - ① 官署非公表化に伴い、税関官署別の貿易統計だけではなく、全国分の貿易統計においても、非公表化すべき 品目の数量及び金額を、非公表化用の統計番号へ移行させる案
 - → 特定の品目で、官署非公表化に伴い、全国分の貿易統計の数値も減少するため、統計の利便性が低下。
 - ② 税関官署別の貿易統計に限り新たに「官署非公表化分」の欄を設け、非公表化すべき品目の数量及び金額を、 同欄の非公表化用の統計番号へ移行させる案
 - → 非公表化処理対象の官署の貿易総額が減少し、統計の利便性が低下するとともに、統計の連続性が維持されないこととなるため、これまで公表してきた税関官署別の統計の利用者への影響を鑑みれば問題がある。

統計利用者への説明

ワーキンググループにおける議論の概要

- 貿易統計ホームページ(よくある質問)においては、主に非公表化処理を申請する輸出入者向けに、営業上の秘密が開示されることとなる場合に非公表化処理を行うことが可能である旨を記載。
- 一方、貿易統計の利用者が、非公表化処理に伴い公表値が実際の輸出入取引と異なることがある点を理解した上で利用できるよう、利用者への分かりやすい説明を行うことが重要であるとの意見が出された。
- 検討の結果、輸出入者の営業上の秘密を明らかにしない範囲で、統計利用者への説明を果たす観点から、貿易統計ホームページに、以下の趣旨の説明を記載することが適当であるとの見解で一致。

貿易統計では、輸出入の数量及び金額が明らかになることで、輸出入者の営業上の秘密が開示されることとなる場合に限り、輸出入者からの申請に基づき、非公表化処理を行っている。

非公表化処理の結果、処理を行った一部の品目において、その数量及び金額が実際の輸出入取引(輸出入許可等がなされた品目毎の数量及び金額)と異なることがある。ただし、貿易総額(輸出総額・輸入総額)、税関官署別の貿易総額、相手国別の貿易総額は変わらない。